

■労働保険年度更新の条理チェック一覧

項番	項目名	番号	エラー内容 ※ 項番xxは後述の[項番一覧]に項目名を記載	メッセージ	備考
42	常時使用労働者数	1	各種区分の保険関係等(項番28)が111、311の場合、または各種区分の保険関係等(項番28)が711、751、771かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が1の場合、常時使用労働者数(項番42)が未記入	(4)常時使用労働者数 は必須です	
43	雇用保険被保険者数	1	各種区分の保険関係等(項番28)が111、511の場合、または各種区分の保険関係等(項番28)が711かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が3の場合、雇用保険被保険者数(項番43)が未記入	(5)雇用保険被保険者数 は必須です	
59	労働算定額	1	▼：「▼」が設定されている項目間で入力データがひとつ以上設定されていない ▼対象項番； 項番59、項番64、項番72	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額、確定保険料算定内訳／労災保険分／(10)(口)確定保険料・一般拠出金額、確定保険料算定内訳／雇用保険分／(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額のいずれかひとつ以上の入力が必要です	
59	労働算定額	2	確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)の値と確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)の値が異なる場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)に記入がある	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額は入力できません	
59	労働算定額	3	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額と確定保険料算定内訳／労災保険分／(10)(口)確定保険料・一般拠出金額は同時に入力できません	
59	労働算定額	4	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額(項番72)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額と確定保険料算定内訳／雇用保険分／(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額は同時に入力できません	
59	労働算定額	5	各種区分の保険関係等(項番28)が111の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額と確定保険料算定内訳／労災保険分／(8)(口)保険料・一般拠出金算定基礎額は同時に入力できません	
59	労働算定額	6	各種区分の保険関係等(項番28)が111の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額と確定保険料算定内訳／雇用保険分／(8)(ホ)保険料・一般拠出金算定基礎額は同時に入力できません	
61	労働保険料額	1	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料率(項番60)の両方に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)の値×確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料率(項番60)の値(計算結果の小数点以下切捨て)	確定保険料算定内訳／労働保険料／(10)(イ)確定保険料・一般拠出金額が正しくありません	
61	労働保険料額	2	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料率(項番60)のいずれかが空の場合、下記の計算結果と等しくない 確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)の値 + 確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額(項番72)の値	確定保険料算定内訳／労働保険料／(10)(イ)確定保険料・一般拠出金額が正しくありません	
61	労働保険料額	3	各種区分の保険関係等(項番28)が311の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711、751、771かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が1の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)の値と確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)の値が等しくない	(10)(イ)確定保険料・一般拠出金額は(10)(口)確定保険料・一般拠出金額と同じ値を入力してください	
61	労働保険料額	4	各種区分の保険関係等(項番28)が511の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が3の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)の値と確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額(項番72)の値が等しくない	(10)(イ)確定保険料・一般拠出金額は(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額と同じ値を入力してください	
62	労災算定額	1	各種区分の保険関係等(項番28)が111、かつ、確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)に記入がある場合、確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)が未記入	確定保険料算定内訳／労災保険分／(8)(口)保険料・一般拠出金算定基礎額は必須です	
62	労災算定額	2	各種区分の保険関係等(項番28)が111の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額と確定保険料算定内訳／労災保険分／(8)(口)保険料・一般拠出金算定基礎額は同時に入力できません	項番59で対応
64	労災保険料額	1	▼：「▼」が設定されている項目間で入力データがひとつ以上設定されていない	確定保険料算定内訳／労働保険料／(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額、確定保険料算定内訳／労災保険分／(10)(口)確定保険料・一般拠出金額、確定保険料算定内訳／雇用保険分／(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額のいずれかひとつ以上の入力が必要です	項番59で対応
64	労災保険料額	2	各種区分の保険関係等(項番28)が311の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711、751、771かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が1の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)の値と確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)の値が等しくない	(10)(イ)確定保険料・一般拠出金額は(10)(口)確定保険料・一般拠出金額と同じ値を入力してください	項番61で対応
64	労災保険料額	2	確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)の値と確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)の値が同じである場合、確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)に記入がある	確定保険料算定内訳／労災保険分／(10)(口)確定保険料・一般拠出金額の入力は不要です	
64	労災保険料額	3	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳／労災保険分／(10)(口)確定保険料・一般拠出金額の入力は不要です	
64	労災保険料額	4	確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)と確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料率または前年度メリット増減率(項番63)の両方に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)の値×確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料率または前年度メリット増減率(項番63)の値(計算結果の小数点以下切捨て)	確定保険料算定内訳／労災保険分／(10)(口)確定保険料・一般拠出金額の入力が正しくありません	
70	対象者算定額	1	確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)の値と確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)の値が同じである場合、確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に記入がある	確定保険料算定内訳／雇用保険分／(8)(ホ)保険料・一般拠出金算定基礎額の入力は不要です	

70	対象者算定額	2	各種区分の保険関係等(項番28)が111、かつ、確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額(項番72)に記入がある場合、確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に未記入	確定保険料算定内訳/雇用保険分/(8)(ホ)保険料・一般拠出金算定基礎額は必須です	
70	対象者算定額	3	各種区分の保険関係等(項番28)が111の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳/労働保険料/(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額と確定保険料算定内訳/雇用保険分/(8)(ホ)保険料・一般拠出金算定基礎額は同時に入力できません	項番59で対応
72	対象者保険料額	1	▼:「▼」が設定されている項目間で入力データがひとつ以上設定されていない	確定保険料算定内訳/労働保険料/(8)(イ)保険料・一般拠出金算定基礎額、確定保険料算定内訳/労災保険分/(10)(ロ)確定保険料・一般拠出金額、確定保険料算定内訳/雇用保険分/(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額のいずれかひとつ以上の入力が必要です	項番59で対応
72	対象者保険料額	2	確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)に記入がある、かつ、確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)の値と確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)の値が同じである場合、確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額(項番72)に記入がある	確定保険料算定内訳/雇用保険分/(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額の入力は不要です	
72	対象者保険料額	3	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)と確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額(項番72)に同時に記入がある	確定保険料算定内訳/雇用保険分/(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額の入力は不要です	
72	対象者保険料額	4	確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)と確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料率(項番71)の両方に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額(項番70)の値×確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料率(項番71)の値(計算結果の小数点以下切捨て)	確定保険料算定内訳/雇用保険分/(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額の入力が正しくありません	
72	対象者保険料額	5	各種区分の保険関係等(項番28)が511の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が3の場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)の値と確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額(項番72)の値が等しくない	(10)(イ)確定保険料・一般拠出金額は(10)(ホ)確定保険料・一般拠出金額と同じ値を入力してください	項番61で対応
74	一般拠出金算定額	1	一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値が1以上である場合、確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額(項番59)の値もしくは確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額(項番62)の値と同じではない	一般拠出金/(8)(ハ)保険料・一般拠出金算定基礎額の入力内容が正しくありません	
74	一般拠出金算定額	2	各種区分の保険関係等(項番28)が111、かつ、一般拠出金の一般拠出金額(項番76)に記入がある場合、一般拠出金の拠出金算定基礎額(項番74)が未記入	一般拠出金/(8)(ハ)保険料・一般拠出金算定基礎額は必須です	
76	一般拠出金額	1	以下のいずれにも該当しない場合、一般拠出金の一般拠出金額(項番76)が未記入 ・各種区分の産業分類(項番30)が96 ・各種区分の保険関係等(項番28)が511または771 ・各種区分の保険関係等(項番28)が711で、確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額(項番64)に記入がない、または0	一般拠出金/(10)(ハ)確定保険料・一般拠出金額は必須です	
76	一般拠出金額	2	一般拠出金の拠出金算定基礎額(項番74)と一般拠出金の拠出金率(項番75)の両方に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 一般拠出金の拠出金算定基礎額(項番74)の値×一般拠出金の拠出金率(項番75)の値(計算結果の小数点以下切捨て)	一般拠出金/(10)(ハ)確定保険料・一般拠出金額の入力が正しくありません	
89	労働算定額	1	事業廃止等年月日の年号(項番37)に記入がない、かつ、徴収システム手続IDが「028」、「076」の場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)、概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)、概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)のいずれか一つ以上に記入がない	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額の見込額、概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(14)(イ)概算・増加概算保険料額、概算・増加概算保険料算定内訳/労災保険分/(14)(ロ)概算・増加概算保険料額、概算・増加概算保険料算定内訳/雇用保険分/(14)(ホ)概算・増加概算保険料額のいずれか一つ以上の入力が必要です	
89	労働算定額	2	概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)と概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)に記入がある、かつ、概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)の値と概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)の値が異なる場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)に記入がある	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額の見込額の入力は不要です	
89	労働算定額	3	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)と概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)に同時に記入がある	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額と概算・増加概算保険料算定内訳/労災保険分/(14)(ロ)概算・増加概算保険料額は同時に入力できません	
89	労働算定額	4	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)と概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)に同時に記入がある	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額と概算・増加概算保険料算定内訳/雇用保険分/(14)(ホ)概算・増加概算保険料額は同時に入力できません	
91	労働保険料額	1	事業廃止等年月日の年号(項番37)に記入がない、かつ、徴収システム手続IDが「028」、「076」であり、かつ、概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)に記入がない、かつ、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)に記入があり、かつ、概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)に記入がない、かつ、概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)に記入がない場合、保険関係(項番28)の1桁目が「1」ではない	各種区分/保険関係等が正しくありません	
91	労働保険料額	2	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)と概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料率(項番90)の両方に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)の値×概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料率(項番90)の値(計算結果の小数点以下切捨て)	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(14)(イ)概算・増加概算保険料額が正しくありません	
91	労働保険料額	3	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)と概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料率(項番90)のいずれかが空、かつ、概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)と概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)のいずれかに入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)の値+概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)の値	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(14)(イ)概算・増加概算保険料額が正しくありません	

91	労働保険料額	4	各種区分の保険関係等(項番28)が311の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711、751、771かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が1の場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)の値と概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)の値が等しくない	(14)(イ)概算・増加概算保険料額と(14)(ロ)概算・増加概算保険料額は同じ値を入力してください	
91	労働保険料額	5	各種区分の保険関係等(項番28)が511の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が3の場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)の値と概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)の値が等しくない	(14)(イ)概算・増加概算保険料額と(14)(ホ)概算・増加概算保険料額は同じ値を入力してください	
94	労災保険料額	1	事業廃止等年月日の年号(項番37)に記入がない、かつ、徴収システム手続IDが「028」、「076」の場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)、概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)、概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)のいずれか一つ以上に記入がない	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額の見込額、概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(14)(イ)概算・増加概算保険料額、概算・増加概算保険料算定内訳/労災保険分/(14)(ロ)概算・増加概算保険料額、概算・増加概算保険料算定内訳/雇用保険分/(14)(ホ)概算・増加概算保険料額のいずれか一つ以上の入力が必要です	項番89で対応
94	労災保険料額	2	概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)に記入がある、かつ、概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)に記入がある、かつ、概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)の値と概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)の値が同じである場合、概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)に記入がある	概算・増加概算保険料算定内訳/労災保険分/(14)(ロ)概算・増加概算保険料額の入力は不要です	
94	労災保険料額	3	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)と概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)に同時に記入がある	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額と概算・増加概算保険料算定内訳/労災保険分/(14)(ロ)概算・増加概算保険料額は同時に入力できません	項番89で対応
94	労災保険料額	4	計算式に含まれる項目が未入力、または概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料率または当年度メリット増減率(項番93)の値が当年度メリット増減率の場合、四則演算を行わない。 概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)と概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料率または当年度メリット増減率(項番93)の両方に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)の値×概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料率または当年度メリット増減率(項番93)の値(計算結果の小数点以下切捨て)	概算・増加概算保険料算定内訳/労災保険分/(14)(ロ)概算・増加概算保険料額の入力が正しくありません	
94	労災保険料額	5	各種区分の保険関係等(項番28)が311の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711、751、771かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が1の場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)の値と概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)の値が等しくない	(14)(イ)概算・増加概算保険料額と(14)(ロ)概算・増加概算保険料額は同じ値を入力してください	項番91で対応
99	雇用保険料額	1	事業廃止等年月日の年号(項番37)に記入がない、かつ、徴収システム手続IDが「028」、「076」の場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)、概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額(項番94)、概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)のいずれか一つ以上に記入がない	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額の見込額、概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(14)(イ)概算・増加概算保険料額、概算・増加概算保険料算定内訳/労災保険分/(14)(ロ)概算・増加概算保険料額、概算・増加概算保険料算定内訳/雇用保険分/(14)(ホ)概算・増加概算保険料額のいずれか一つ以上の入力が必要です	項番89で対応
99	雇用保険料額	2	概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)に記入がある、かつ、概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)に記入がある、かつ、概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番92)の値と概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)の値が同じである場合、概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)に記入がある	概算・増加概算保険料算定内訳/雇用保険分/(14)(ホ)概算・増加概算保険料額の入力は不要です	
99	雇用保険料額	3	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額(項番89)と概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)に同時に記入がある	概算・増加概算保険料算定内訳/労働保険料/(12)(イ)保険料算定基礎額と概算・増加概算保険料算定内訳/雇用保険分/(14)(ホ)概算・増加概算保険料額は同時に入力できません	
99	雇用保険料額	4	概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)と概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料率(項番98)の両方に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない 概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額(項番97)の値×概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料率(項番98)の値(計算結果の小数点以下切捨て)	概算・増加概算保険料算定内訳/雇用保険分/(14)(ホ)概算・増加概算保険料額の入力が正しくありません	
99	雇用保険料額	5	各種区分の保険関係等(項番28)が511の場合、または、各種区分の保険関係等(項番28)が711かつ、労働保険番号の所掌(項番22)の値が3の場合、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)の値と概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額(項番99)の値が等しくない	(14)(イ)概算・増加概算保険料額と(14)(ホ)概算・増加概算保険料額は同じ値を入力してください	項番91で対応
107	納付回数	1	保険関係(項番28)の1桁目が「1」、かつ概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91) < 400000 (40万円未満) の場合、納付回数(項番107)に「3」の記入がある	(17)延納の申請/納付回数は「3」以外を選択してください	
107	納付回数	2	保険関係(項番28)の1桁目が「1」以外、かつ概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91) < 200000 (20万円未満) の場合、納付回数(項番107)に「3」の記入がある	(17)延納の申請/納付回数は「3」以外を選択してください	
113	充当額	1	下記の計算結果と等しくない 還付額(項番114)との合計が申告済概算保険料額(項番112)-確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61) ※「申告済概算保険料額(項番112)-確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)」の計算結果が0未満の場合は0とする	(20)差引額/(イ)充当額が正しくありません	
113	充当額	2	充当意思(項番271)が未入力、または1の場合で、かつ充当額が概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)より大きい場合は、概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)でない	(20)差引額/(イ)充当額が正しくありません	
113	充当額	3	充当意思(項番271)が2の場合で、かつ充当額が一般拠出金の一般拠出金額(項番76)より大きい場合は、一般拠出金の一般拠出金額(項番76)でない	(20)差引額/(イ)充当額が正しくありません	

113	充当額	4	<p>充当意思(項番271)が3の場合で、かつ充当額が概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91) + 一般拠出金の一般拠出金額(項番76)より大きい場合は、下記の計算結果と等しくない</p> <p>概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91) + 一般拠出金の一般拠出金額(項番76)であること</p>	(20)差引額/(イ)充当額が正しくありません	
114	還付額	1	<p>充当額(項番113)との合計が申告済概算保険料額(項番112)-確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)と等しくない</p> <p>※「申告済概算保険料額(項番112)-確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(20)差引額/(ロ)還付額が正しくありません	
115	不足額	1	<p>確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)と申告済概算保険料額(項番112)に入力がある場合、下記の計算結果と等しくない</p> <p>確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61) - 申告済概算保険料額(項番112)の値</p> <p>※「確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61) - 申告済概算保険料額(項番112)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(20)差引額/(ハ)不足額が正しくありません	
117	概算保険料額	1	<p>事業廃止等年月日の年号(項番37)に記入がない場合、全期又は第1期の概算保険料額(項番117)が未記入</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(イ)概算保険料額は必須です	
117	概算保険料額	2	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91) - ((概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91) ÷ 納付回数(項番107) の計算結果の小数点以下切捨て) × (納付回数(項番107) - 1))</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(イ)概算保険料額が正しくありません	
118	労働保険料充当額	1	<p>充当意思(項番271)が未入力、または1、または3の場合で、充当額(項番113)の値が全期又は第1期の概算保険料額(項番117)の値より小さい場合、充当額(項番113)の値と等しくない</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ロ)労働保険料充当額が正しくありません	
118	労働保険料充当額	2	<p>また、充当額(項番113)の値が全期又は第1期の概算保険料額(項番117)の値より大きい場合、全期又は第1期の概算保険料額(項番117)の値と等しくない</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ロ)労働保険料充当額が正しくありません	
118	労働保険料充当額	3	<p>充当意思(項番271)が2の場合、0以外</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ロ)労働保険料充当額に0を入力してください	
118	労働保険料充当額	4	<p>計算式に含まれる項目が未入力、または第1期の概算保険料額(項番117)の値が負の場合、0以外</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ロ)労働保険料充当額に0を入力してください	※計算式に含まれる項目とは、「申告済概算保険料額(項番112) - 確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額(項番61)」を指す。
120	今期労働保険料	1	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>全期又は第1期の概算保険料額(項番117)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 + 全期又は第1期の不足額(項番119)の値</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(二)今期労働保険料が正しくありません	
121	一般拠出金充当額	1	<p>充当意思(項番271)が2の場合で、充当額(項番113)の値が一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値より小さい場合、充当額(項番113)の値と等しくない</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ホ)一般拠出金充当額が正しくありません	
121	一般拠出金充当額	2	<p>充当意思(項番271)が2の場合で、充当額(項番113)の値が一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値より大きい場合、一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値と等しくない</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ホ)一般拠出金充当額が正しくありません	
121	一般拠出金充当額	3	<p>充当意思(項番271)が3の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値が一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値より小さい場合、下記の計算結果と等しくない</p> <p>充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ホ)一般拠出金充当額が正しくありません	
121	一般拠出金充当額	4	<p>充当意思(項番271)が3の場合で、また、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値が一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値より大きい場合、一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値と等しくない</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ホ)一般拠出金充当額が正しくありません	
121	一般拠出金充当額	5	<p>充当意思(項番271)が未入力、または1の場合、0以外</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ホ)一般拠出金充当額に0を入力してください	
121	一般拠出金充当額	6	<p>一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値が未入力の場合、0以外</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ホ)一般拠出金充当額に0を入力してください	
122	一般拠出金額	1	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ハ)一般拠出金額が正しくありません	
122	一般拠出金額	2	<p>一般拠出金の一般拠出金額(項番76)の値が未入力の場合、0以外</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ハ)一般拠出金額に0を入力してください	
123	今期納付額	1	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>全期又は第1期の今期労働保険料(項番120) + 全期又は第1期の一般拠出金(項番122)の値</p>	(22)期別納付額/全期又は第1期/(ト)今期納付額が正しくありません	
125	概算保険料額	1	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91) ÷ 納付回数(項番107) (計算結果の小数点以下切捨て)</p>	(22)期別納付額/第2期/(チ)概算保険料額が正しくありません	
125	概算保険料額	2	<p>ただし、納付回数が「空欄」もしくは1の場合は0以外</p>	(22)期別納付額/第2期/(チ)概算保険料額に0を入力してください	

126	労働保険料充当額	1	<p>充当意思(項番271)が未入力、または1の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値が、第2期の概算保険料額(項番125)の値より小さい場合、下記の計算結果と等しくない</p> <p>充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第2期/(リ)労働保険料充当額が正しくありません	
126	労働保険料充当額	2	<p>充当意思(項番271)が未入力、または1の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値が、第2期の概算保険料額(項番125)の値より大きい場合、第2期の概算保険料額(項番125)の値と等しくない</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第2期/(リ)労働保険料充当額が正しくありません	
126	労働保険料充当額	3	<p>充当意思(項番271)が3の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値が、第2期の概算保険料額(項番125)の値より小さい場合、下記の計算結果と等しくない</p> <p>充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第2期/(リ)労働保険料充当額が正しくありません	
126	労働保険料充当額	4	<p>充当意思(項番271)が3の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値が、第2期の概算保険料額(項番125)の値より大きい場合、第2期の概算保険料額(項番125)の値と等しくない</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第2期/(リ)労働保険料充当額が正しくありません	
126	労働保険料充当額	5	充当意思(項番271)が2の場合、0以外	(22)期別納付額/第2期/(リ)労働保険料充当額に0を入力してください	
127	納付額	1	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>第2期の概算保険料額(項番125)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値</p>	(22)期別納付額/第2期/(又)第2期納付額が正しくありません	
129	概算保険料額	1	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額(項番91)÷納付回数(項番107) (計算結果の小数点以下切捨て)</p>	(22)期別納付額/第3期/(ル)概算保険料額が正しくありません	
129	概算保険料額	2	ただし、納付回数が「空欄」もしくは1の場合は0以外	(22)期別納付額/第3期/(ル)概算保険料額に0を入力してください	
130	労働保険料充当額	1	<p>充当意思(項番271)が未入力、または1の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値が、第3期の概算保険料額(項番129)の値より小さい場合、下記の計算結果と等しくない</p> <p>充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第3期/(ヨ)労働保険料充当額が正しくありません	
130	労働保険料充当額	2	<p>充当意思(項番271)が未入力、または1の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値が、第3期の概算保険料額(項番129)の値より大きい場合、第3期の概算保険料額(項番129)の値と等しくない</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第3期/(ヨ)労働保険料充当額が正しくありません	
130	労働保険料充当額	3	<p>充当意思(項番271)が3の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値が、第3期の概算保険料額(項番129)の値より小さい場合、下記の計算結果と等しくない</p> <p>充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第3期/(ヨ)労働保険料充当額が正しくありません	
130	労働保険料充当額	4	<p>充当意思(項番271)が3の場合で、充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値が、第3期の概算保険料額(項番129)の値より大きい場合、第3期の概算保険料額(項番129)の値と等しくない</p> <p>※「充当額(項番113)の値 - 全期又は第1期の労働保険料充当額(項番118)の値 - 全期又は第1期の一般拠出金充当額(項番121)の値 - 第2期の労働保険料充当額(項番126)の値」の計算結果が0未満の場合は0とする</p>	(22)期別納付額/第3期/(ヨ)労働保険料充当額が正しくありません	
130	労働保険料充当額	5	充当意思(項番271)が2の場合、0以外	(22)期別納付額/第3期/(ヨ)労働保険料充当額に0を入力してください	
131	納付額	1	<p>下記の計算結果と等しくない</p> <p>第3期の概算保険料額(項番129)の値 - 第3期の労働保険料充当額(項番130)の値</p>	(22)期別納付額/第3期/(ワ)第3期納付額が正しくありません	

項番	項目名
22	労働保険番号の所掌
28	各種区分の保険関係等
30	各種区分の産業分類
37	事業廃止等年月日の年号
42	常時使用労働者数
43	雇用保険被保険者数
59	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額
60	確定保険料算定内訳の労働保険料の保険料率
61	確定保険料算定内訳の労働保険料の確定保険料額
62	確定保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額
63	前年度メリット増減率
64	確定保険料算定内訳の労災保険分の確定保険料額
70	確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額
71	確定保険料算定内訳の雇用保険分の保険料率
72	確定保険料算定内訳の雇用保険分の確定保険料額
74	一般拠出金の拠出金算定基礎額
75	一般拠出金の拠出金率
76	一般拠出金の一般拠出金額
89	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料算定基礎額の見込額
90	概算保険料算定内訳の労働保険料の保険料率
91	概算保険料算定内訳の労働保険料の概算保険料額
92	概算保険料算定内訳の労災保険分の保険料算定基礎額の見込額
93	当年度メリット増減率
94	概算保険料算定内訳の労災保険分の概算保険料額
97	概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額
98	概算保険料算定内訳の雇用保険分の保険料率
99	概算保険料算定内訳の雇用保険分の概算保険料額
107	納付回数
112	申告済概算保険料額
113	充当額
114	還付額
117	第1期の概算保険料額
118	第1期の労働保険料充当額
119	第1期の不足額
120	第1期の今期労働保険料
121	第1期の一般拠出金充当額
122	第1期の一般拠出金
125	第2期の概算保険料額
126	第2期の労働保険料充当額
129	第3期の概算保険料額
130	第3期の労働保険料充当額
271	充当意思